●●町内会 街頭防犯カメラ管理運用規程

記載例

（目的）

第１条　この規定は、●●町内会における犯罪の防止と地域住民の安心・安全の確保を図るため、●●町内会が設置する街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）の設置及び管理運用に関し、地域住民のプライバシー等の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものである。

（設置場所及び撮影範囲）

第２条　防犯カメラの設置及び表示については次のとおりとする。

(1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないよう必要最小限の範囲とし、設置場所及び撮影範囲、設置台数は、別図のとおりとする。

(2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示する。

（管理運用責任者等）

第３条　防犯カメラの適正な管理運用のため、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）を定め、別に定める様式により、●●地区防犯団体連合会に提出することとする。

２　管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。

３　操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行わなければならない。

４　防犯カメラ及び画像記録装置の操作は、管理運用責任者等以外の操作を禁止する。

（画像及び記録媒体の適正な管理）

第４条　防犯カメラの設置者及び管理運用責任者等（設置者等）は、画像及び記録媒体の適正な管理について、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

(1) 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。

(2) 画像の保存期間は、●●日間とする。

(3) 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。

(4) 画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管する。

(5) 画像のモニターテレビ等がある部屋に部外者が入れない又は見られないようにする。

（画像提供の制限）

第５条　記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

(1) 法令等に基づく照会があった場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

２　画像の閲覧及び提供については、設置者等において協議し、決定する。

３　第1項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存し、●●地区防犯団体連合会に報告することとする。

(1) 提供日時

(2) 利用目的

(3) 提供先

(4) 提供内容

(5) 対応者氏名

（秘密の保持）

第６条　設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。なお、設置者等でなくなった後においても同様とする。

（苦情等の処理）

第７条　設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第８条　この運用規程に記載していない事項は、「鹿児島市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

付則

（施行期日）

この規定は、　　　　年●月●日より施行する。

（管理運用責任者及び操作取扱者届出書）

　　　　年　●月　●日

（あて先）●●地区防犯団体連合会長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名　　　●●町内会

代表者役職　会長

代表者氏名　防犯　太郎　　　　　　　印

電話番号　　０９９－２２４－１１１１

管理運用責任者及び操作取扱者（新規・変更）届出書

　管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

　防犯カメラ等の管理運用については、鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領を遵守いたします。

記

（管理運用責任者）

住所　　鹿児島市山下町11番1号



氏名　　防犯　太郎　　　　　　　印

電話番号　０９９－２２４－１１１１

（操作取扱者）

住所　　鹿児島市△△町１１番1号



氏名　　安心　花子　　　　　　　印

電話番号　０９０－●●●●－１２３４

（※操作取扱者が複数名いる場合は、同じ要領で続けて記載してください。）